（渋谷区）

**○**[**渋谷区旅館業法施行条例**](http://www.city.shibuya.tokyo.jp/reiki_int/reiki_honbun/ag11407311.html)

平成二四年三月三〇日

条例第二三号

第一条から第三条　＜省略＞

(宿泊者の衛生に必要な措置等の基準)

第四条　法第四条第二項の措置の基準は、次のとおりとする。

一から七　＜省略＞

八　浴室については、次の措置を講じること。

ア　湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。

イ　浴槽は、一日一回以上換水し、清掃すること。ただし、区規則に定めるところにより、区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、換水及び清掃を七日に一回以上とすることができる。

ウ　共同用の浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。

エ　温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する温泉を貯留する貯湯槽(以下単に「貯湯槽」という。)を使用するときは、次の措置を講じること。

(1)　貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、区規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

(2)　貯湯槽内の湯を区規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。

オ　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講じること。

(1)　ろ過器は、区規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。

(2)　浴槽水を循環させるための配管は、区規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。

(3)　集毛器は、区規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

(4)　浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が一リットルにつき〇・四ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

(5)　浴槽水については、区規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。

カ　エ及びオの規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、三年間保存すること。

＜中略＞

 (ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第七条　旅館業法施行令(昭和三十二年政令第百五十二号。以下「政令」という。)第一条第一項第十一号の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一から六　＜省略＞

七　浴室は、次の基準によること。

ア　洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備であること。

イ　共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。

ウ　和式浴室を設ける場合には、十分な数の上り湯栓及び水栓を有すること。

エ　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

(1)　ろ過器は十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。

(2)　ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

(3)　循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。

(4)　浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

(5)　入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

(6)　循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

＜以下省略＞

**○**[**渋谷区旅館業法施行細則**](http://www.city.shibuya.tokyo.jp/reiki_int/reiki_honbun/ag11403571.html)

規則第二八号

(趣旨)

第一条から第八条　＜省略＞

(浴槽水の衛生を確保するための措置)

第九条　条例第四条第八号イただし書の区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、次に掲げる条件のいずれにも該当するときとする。

(本条追加…二四年四七号)

一　白湯のみを使用していること。

二　浴槽内に気泡を発生させる装置がないこと。

三　循環ろ過装置が設置され、かつ、当該装置を経由しない循環配管がないこと。

四　浴槽が屋外に設置されていないこと。

五　浴槽及び関連装置の維持管理が適正に行われ、良好な状態が保たれていること。

(貯湯槽を使用するときの措置)

第十条　条例第四条第八号エ(1)の規定による貯湯槽内部の清掃及び消毒は、一年に一回以上行うものとする。

2　条例第四条第八号エ(2)の区規則で定める温度は、摂氏六十度とする。

(ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置)

第十一条　条例第四条第八号オ(1)の規定によるろ過器の逆洗浄等及び内部の消毒は、一週間に一回以上行うものとする。

2　条例第四条第八号オ(2)の規定による配管の内部の消毒は、一週間に一回以上行うものとする。

3　条例第四条第八号オ(3)の規定による集毛器の清掃は、毎日行うものとする。

4　条例第四条第八号オ(5)の規定による浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について一年に一回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。